

## 令和5年米子市議会3月定例会議案

令和5年2月27日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
1	功労者の表彰について	総務管財	功労者 22人
2	米子市組織条例の一部を改正する条例の制定について	調 査	<p>本市における業務のデジタル化を強力に推進するための体制を整備するため、既存の組織の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕 総合政策部の所掌事務のうち、「情報化の推進に関する事項」を総務部の所掌事務とすることとする。</p> <p>〔施行期日〕 令和5年4月1日</p>
3	専決処分について（令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第8回））	財 政	<p>処分年月日 令和5年1月27日</p> <p>明細別紙</p>
4	米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務管財	<p>令和5年4月1日以後、地方公共団体における個人情報保護制度は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により一部改正された個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、全国的な共通ルールにのっとって運用されることとなることに伴い、現行の米子市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関が個人情報取扱事務を開始しようとする場合における市長への届出及び当該届出のあった事項の閲覧に関し必要な事項を定めることとする。</li> <li>2 保有個人情報の開示の方法を定めることとする。</li> </ol>

3 保有個人情報の開示請求者が納めなければならない手数料の額を、次のとおり定めることとする。

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書又は図画 (フィルムを除く。)	閲覧	零
	写しの交付	
	コピー (白黒)	10円/用紙1枚
	コピー (カラー)	20円/用紙1枚
	スキャンデータをCD-Rに保存	100円/CD-R1枚 + 10円/文書等1枚
図画 (フィルムに限る。)	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に印刷 (白黒)	10円/用紙1枚
電磁的記録 (録音テープ又は音声ファイルに限る。)	専用機器により再生したものの聴取	零
	専用機器により再生したものの視聴	零
電磁的記録 (録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。)	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に出力 (白黒)	10円/用紙1枚
	用紙に出力 (カラー)	20円/用紙1枚
	CD-Rに保存	100円/CD-R1枚 + 130円/電磁的記録1ファイル
DVD-Rに保存	120円/DVD-R1枚 + 130円/電磁的記録1ファイル	

4 3の手数料の減免及び還付に関し必要な事項を定めることとする。

5 実施機関は、個人情報の適切な取扱いを

			<p>確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、米子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとする。</p> <p>6 市長は、毎年度、個人情報の保護に関する法律及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>7 米子市個人情報保護条例を廃止することとする。</p> <p>8 米子市個人情報保護条例の罰則に関する経過措置を定めることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） 令和3年5月19日公布 令和3年9月1日施行（一部施行日別途。この条例の制定に関する部分については、令和5年4月1日施行）</p>
5	個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務管財	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により一部改正された個人情報の保護に関する法律等の施行に伴い、関係する条例の整備等を一括して行おうとするもの</p> <p>〔主な整備内容〕</p> <p>I 米子市情報公開条例の一部改正関係 「実施機関」及び「公文書」の定義を整理することとする。</p> <p>II 米子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正関係</p> <p>1 米子市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を整理することとする。</p> <p>2 米子市情報公開・個人情報保護審査会は、行政不服審査法の規定に基づく機関として、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき行われた保有個人情報の開示決定等に係る審査請求に関する事項に係る諮問に応じることとし、その調査審議の手續に関し必要な事項を定めることとする。</p>

### Ⅲ 米子市手数料条例の一部改正関係

死者に関する情報の開示の事務に係る手数料の額を、次のとおり定めることとする。

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書又は図画 (フィルムを除く。)	閲覧	零
	写しの交付	
	コピー (白黒)	10円/用紙1枚
	コピー (カラー)	20円/用紙1枚
	スキャンデータをCD-Rに保存	100円/CD-R1枚 + 10円/文書等1枚
	スキャンデータをDVD-Rに保存	120円/DVD-R1枚 + 10円/文書等1枚
図画 (フィルムに限る。)	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に印刷 (白黒)	10円/用紙1枚
	用紙に印刷 (カラー)	20円/用紙1枚
電磁的記録 (録音テープ又は音声ファイルに限る。)	専用機器により再生したものの聴取	零
電磁的記録 (ビデオテープ又は動画ファイルに限る。)	専用機器により再生したものの視聴	零
電磁的記録 (録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。)	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に出力 (白黒)	10円/用紙1枚
	用紙に出力 (カラー)	20円/用紙1枚
	CD-Rに保存	100円/CD-R1枚 + 130円/電磁的記録1ファイル
	DVD-Rに保存	120円/DVD-R1枚 + 130円/電磁的記録1ファイル

### Ⅳ 米子市行政不服審査法施行条例の一部改正関係

主張書面の写し等の交付に係る手数料に関

			<p>する規定は、米子市情報公開・個人情報保護審査会に対し、主張書面の写し等の交付の求めがあった場合について準用することとする。</p> <p>[施行期日] 令和5年4月1日</p> <p>[関係法令] デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） 令和3年5月19日公布 令和3年9月1日施行（一部施行日別途。この条例の制定に関する部分については、令和5年4月1日施行）</p>
6	米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	<p>近年、災害が頻発し、及び激甚化し、住民の生命、身体及び財産の保護における消防団員の重要性が高まっている一方で、その負担が増加していることを踏まえ、本市の消防団員の処遇の改善を図るため、出動報酬の創設その他報酬及び費用弁償の見直しを行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行の「報酬」を、「年額報酬」に改めることとする。</li> <li>2 出動（訓練等のための出動を含む。）又は会議等への出席に係る費用弁償を廃止し、新たに、出動報酬を設けることとする。</li> <li>3 出動報酬の額を、次のとおり定めることとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水火災その他の災害時における警戒、防御、応急救護等の業務に従事した場合 日額8,000円（当該業務に従事した時間の合計が4時間に満たない場合は、4,000円）</li> <li>(2) 訓練、点検、会議、研修その他の消防業務（(1)の業務を除く。）に従事した場合 日額2,800円</li> </ol> </li> </ol>

			〔施行期日〕 令和5年4月1日
7	米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>令和5年度からの段階的な定年の引上げに伴い、職員の年齢構成の偏りを抑制し、優秀な人材の確保及び地域の雇用情勢の安定化を図るため、定年退職者が生じない年度の翌年度に限り、当該年度の新規採用職員を当該年度の定年退職者の数の2分の1を超えない範囲内において定数の外に置くことができるようにするほか、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 定数外の職員として定数の外に置くことができるものとして、他の地方公共団体その他公共的団体から派遣されている職員（市から直接給与の支給を受けている職員を除く。）を加えることとする。</p> <p>2 定数の特例として、令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度の各年度において採用される職員については、当該各年度に限り、当該各年度の定年退職者の数の2分の1を超えない範囲内において、定数の外に置くことができることとする。</p> <p>〔施行期日〕 令和5年4月1日</p>
8	米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員の派遣を行う場合において、一般社団法人又は一般財団法人のうち、本市が基本金その他これに準ずるものを出資していない団体にも職員を派遣することができるよう、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>職員を派遣することができる団体の要件のうち、一般社団法人又は一般財団法人に係るものについて、「市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの」であることを</p>

			<p>削ることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）</p>
9	米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度が柔軟化されたことを踏まえ、本市の職員について、その申告により勤務時間の割振りを変更することができることとするほか、休憩時間を柔軟に運用することができるよう、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 任命権者は、常勤の職員から申告があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該職員の始業及び終業の時刻について、その申告を考慮して勤務時間を割り振ることができることとする。</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる場合には、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができることとする。</p> <p>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</p> <p>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</p> <p>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>〔参考法令〕</p> <p>人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-40）</p> <p>令和5年1月20日制定</p>

			令和5年4月1日施行
10	米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例の制定について	地域振興	<p>災害対策基本法の規定に基づき市長が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載し又は記録された情報を、災害の発生に備えて平常時に外部提供をする場合には、本人の同意を要しないこととするとともに、平常時及び災害発生時等における当該情報の外部提供に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 市長は、次に掲げる者について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 要介護3、要介護4又は要介護5の要介護者</p> <p>(2) 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている者（18歳以上の者にあつては、区分4、区分5又は区分6の障害支援区分の認定を受けているものに限る。）</p> <p>(3) 療育手帳（A判定）の交付を受けている者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者</p> <p>(5) その他災害発生時等に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして市長が認めるもの</p> <p>2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿等情報」という。）を提供するものとする。</p> <p>3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関</p>



			<p>係者その他の者に対し、名簿等情報を提供することができることとする。</p> <p>4 2及び3の場合においては、名簿等情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しないこととする。</p> <p>5 市長は、2により名簿等情報を避難支援等関係者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該避難支援等関係者との間において、当該名簿等情報の適正な取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>6 名簿等情報の取扱いの状況についての調査等及び名簿等情報の安全管理のための措置に関し必要な事項を定めることとする。</p> <p>7 名簿等情報の利用及び提供の制限並びに守秘義務に関する規定を設けることとする。</p> <p>[施行期日] 令和5年6月1日（一部公布の日）</p> <p>[関係法令]</p> <p>1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</p> <p>2 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号） 平成25年6月21日公布・施行（一部施行日別途）</p> <p>3 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号） 令和3年5月10日公布 令和3年5月20日施行（一部施行日別途）</p>
1 1	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保 険	<p>健康保険法等に基づき支給される出産育児一時金等の額が引き上げられることに併せて、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置の対象世帯に係る所得判定基準の</p>

			<p>改正が行われたことに伴う所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出産育児一時金の支給額を次のとおり引き上げることとする。 40万8,000円 → 48万8,000円（産科医療補償制度に係る加算額を含む支給額（総額） 50万円）</li> <li>2 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げることとする。 20万円 → 22万円</li> <li>3 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の所得を判定する基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を次のとおり引き上げることとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5割軽減対象世帯に係るもの 28万5,000円 → 29万円</li> <li>(2) 2割軽減対象世帯に係るもの 52万円 → 53万5,000円</li> </ol> </li> </ol> <p>[施行期日]</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>[関係法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号） 令和5年2月1日公布 令和5年4月1日施行</li> <li>2 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号） 令和5年2月1日公布 令和5年4月1日施行</li> </ol>
1 2	米子市高齢者陶芸作業所条例を廃止する条例の制定について	長寿社会	<p>令和5年3月31日をもって米子市高齢者陶芸作業所を廃止するため、その設置及び管理について定めた条例を廃止しようとするもの</p> <p>廃止する施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称 米子市高齢者陶芸作業所</li> <li>(2) 位置 米子市河崎3270番地3</li> </ol>

			〔施行期日〕 令和5年4月1日
13	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	こども政策	<p>国の定める基準が一部改正されたことに伴い、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等について、安全計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在の確認等に関する規定の追加等の所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>I 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正関係</p> <p>懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除することとする。</p> <p>II 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係</p> <p>1 安全計画の策定等を義務付けることとする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認を義務付けることとする。</p> <p>3 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を緩和することとする。</p> <p>4 懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除することとする。</p> <p>5 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を具体的に定めることとする。</p> <p>III 米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係</p> <p>1 安全計画の策定等を義務付けることとする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認を義務付けることとする。</p> <p>3 業務継続計画の策定等の努力義務について定めることとする。</p>

			<p>4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を具体的に定めることとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和5年4月1日（Ⅰ及びⅡ4については、公布の日）</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号） 令和4年11月30日制定 令和5年4月1日施行</p> <p>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号） 令和4年12月16日制定・施行</p> <p>3 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号） 令和4年12月16日制定・施行</p> <p>4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号） 令和4年12月28日制定 令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
14	米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金条例の制定について	商 工	<p>燃油及び原材料の価格の高騰並びに円安により深刻な影響を受けた市内の中小企業者の経営の維持及び安定に資する利子補給事業に充てるため、米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金に関し、次に掲げる事項を定めることとする。</p>

			<p>(1) 設置目的</p> <p>(2) 積立て及び管理</p> <p>(3) 運用</p> <p>(4) 処分</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>																										
15	米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	建設企画	<p>道路の附属物として新たに設置される米子駅南駐車場について、その駐車料金の徴収に関する事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 題名を「米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例」に改めることとする。</p> <p>2 米子駅南駐車場（以下「駅南駐車場」という。）に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することとし、その額は、次のとおりとすることとする。</p> <table border="1" data-bbox="895 1050 1477 1610"> <thead> <tr> <th colspan="2">駐車の種類</th> <th>駐車時間</th> <th>単位</th> <th>駐車料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通駐車</td> <td>昼間駐車</td> <td>午前8時から午後6時まで</td> <td>30分につき</td> <td>100円。ただし、入場から30分以内は、無料</td> </tr> <tr> <td>夜間駐車</td> <td>午後6時から午前8時まで</td> <td>1時間につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間定額駐車</td> <td>午後3時から翌日の午前10時まで</td> <td>1回につき</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期駐車</td> <td></td> <td>午前零時から午後12時まで</td> <td rowspan="2">1か月につき</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後4時から翌日の午前10時まで</td> <td>8,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一の昼間駐車場の駐車時間における駐車料金は1,000円を、一の夜間駐車場の駐車時間における駐車料金は500円をそれぞれ限度額とする。</p> <p>※普通駐車に係る駐車料金は、自動車を駅南駐車場に入場させた時刻から24時間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,500円を限度額とする。</p> <p>3 駅南駐車場の供用時間及び入出場時間は、それぞれ24時間とすることとし、市長が必要があると認めるときは、これらを変更することができることとする。</p> <p>4 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ</p>	駐車の種類		駐車時間	単位	駐車料金の額	普通駐車	昼間駐車	午前8時から午後6時まで	30分につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料	夜間駐車	午後6時から午前8時まで	1時間につき		夜間定額駐車	午後3時から翌日の午前10時まで	1回につき	550円	定期駐車		午前零時から午後12時まで	1か月につき	13,200円		午後4時から翌日の午前10時まで	8,800円
駐車の種類		駐車時間	単位	駐車料金の額																									
普通駐車	昼間駐車	午前8時から午後6時まで	30分につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料																									
	夜間駐車	午後6時から午前8時まで	1時間につき																										
	夜間定額駐車	午後3時から翌日の午前10時まで	1回につき	550円																									
定期駐車		午前零時から午後12時まで	1か月につき	13,200円																									
		午後4時から翌日の午前10時まで		8,800円																									

め定期券の交付を受けなければならないこととし、この場合において、米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）又は駅南駐車場のいずれにおいても定期駐車をしようとするときは、その旨を市長に申し出なければならないこととする。

5 普通駐車に係る駐車料金の納付に使用するため、回数券及び夜間定額駐車券を発行することとし、当該回数券及び夜間定額駐車券の額面金額、発行の単位及び代金は、次のとおりとすることとする。

(1) 回数券の額面金額、発行の単位及び代金

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円
	5,700円	1枚	5,000円
	12,000円	1枚	10,000円
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円
		1組60枚	5,000円
		1組130枚	10,000円

(2) 夜間定額駐車券の発行の単位及び代金

発行の単位	代金
1組10枚	5,500円
1組50枚	25,000円
1組100枚	45,000円
1組200枚	80,000円

6 回数券及び夜間定額駐車券は、地下駐車場又は駅南駐車場のいずれの普通駐車に係る駐車料金の納付にも使用することができることとする。

7 米子市駐車場条例の一部を改正し、米子市駐車場（米子市万能町駐車場）の管理に関する規定を、駅南駐車場についても適用することとする。

〔施行期日〕

公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日

〔関係法令〕

道路法（昭和27年法律第180号）



一部を改正する条例の制定について

南駐輪場について、その管理に関する事項を定めるため、改正しようとするもの

[主な改正内容]

- 1 題名を「米子駅前地下駐輪場等管理条例」に改めることとする。
- 2 米子駅南駐輪場（以下「駅南駐輪場」という。）においては自動二輪車の駐輪を可能とするとともに、定期駐輪は自転車に限ることとするため、「自転車等」の定義に、自動二輪車を加え、及び「定期駐輪」の定義について、駅南駐輪場にあつては自転車についてするものに限ることとする。
- 3 駅南駐輪場に自転車等の駐輪をする者から、保管料金を徴収することとし、その額は、次のとおりとすることとする。

種別	駐輪の種類	単位	保管料金の額	
自転車	一時駐輪	入出場1回につき	110円。ただし、入場から30分以内は、無料	
			一般	2,100円
	定期駐輪	1か月につき	一般（平日昼間）	1,760円
			学生	1,600円
			一般	5,660円
		3か月につき	一般（平日昼間）	4,760円
			学生	4,340円
			一般	8,800円
	6か月につき	一般（平日昼間）	7,400円	
		学生	6,740円	
一般		8,800円		
原動機付自転車及び自動二輪車	一時駐輪	入出場1回につき	160円。ただし、入場から30分以内は、無料	

- 4 駅南駐輪場の供用時間及び入出場時間は、それぞれ24時間とすることとし、市長が必要があると認めるときは、これらを変更することができることとする。
- 5 定期駐輪をしようとする者は、あらかじめ定期駐輪券の交付を受けなければならないこととし、当該定期駐輪券の交付を受けた者は、米子駅前地下駐輪場又は駅南駐輪



			<p>場のいずれにおいても、定期駐輪をすることができるとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）</p>
17	米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設企画	<p>道路の附属物として新たに設置される米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場の利用に関する標識の設置に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 題名を「米子駅前地下駐車場等及び米子駅前地下駐輪場等の利用に関する標識の設置に関する条例」に改めることとする。</li> <li>2 米子駅南駐車場（以下「駅南駐車場」という。）の利用に関する標識において明示しなければならない事項を定めることとする。</li> <li>3 米子駅南駐輪場（以下「駅南駐輪場」という。）の利用に関する標識において明示しなければならない事項を定めることとする。</li> <li>4 2及び3の標識は、駅南駐車場又は駅南駐輪場を利用しようとする者に分かりやすい場所に設けなければならないこととする。</li> </ol> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）</p>
18	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>建築基準法の一部が改正され、住宅等の機械室等を容積率に算入しないことについての認定制度が創設されたこと、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、建</p>

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に簡易な評価方法が設けられたこと等に伴い、新たに手数料の額を定めるとともに、所要の整備を行うため、改正しようとするもの

〔主な改正内容〕

1 建築基準法の一部改正関係

(1) 建築物の容積率に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定の申請に対する審査に係る手数料の額を、認定申請1件につき27,000円とすることとする。

(2) 第一種低層住居専用地域等における高さの制限について、再生可能エネルギー設備の設置を行う建築物で構造上やむを得ないものに対し、良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて行う許可の申請に対する審査に係る手数料の額を、許可申請1件につき160,000円とすることとする。

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正関係

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査において、住宅の用に供する部分及び共同住宅の共用部分について簡易な評価方法により認定する場合の手数料の額を、次のとおり定めることとする。

区 分	単 位	手数料の額
ア 住宅の用に供する部分		
戸数が1戸	認 定 申 請 1 件 に き	16,000円
戸数が2戸以上5戸以下		31,000円
戸数が6戸以上10戸以下		44,000円
戸数が11戸以上25戸以下		65,000円
戸数が26戸以上50戸以下		97,000円
戸数が51戸以上100戸以下		146,000円
戸数が101戸以上200戸以下		209,000円
戸数が201戸以上300戸以下		269,000円
戸数が301戸以上		305,000円
イ 共同住宅の共用部分		
床面積の合計が300㎡以下		44,000円
床面積の合計が300㎡超2,000㎡以下		78,000円

床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以下	認 定 申 請 1 件 に つ き	144,000円
床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以下		198,000円
床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以下		243,000円
床面積の合計が25,000㎡超		291,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査において、住宅について簡易な評価方法により認定する場合の手数料の額を、次のとおり定めることとする。

区 分	単 位	手数料の額
ア 一戸建ての住宅		
床面積の合計が200㎡未満	認 定 申 請 1 件 に つ き	16,000円
床面積の合計が200㎡以上		17,000円
イ 一戸建ての住宅以外の住宅		
床面積の合計が300㎡未満	認 定 申 請 1 件 に つ き	30,000円
床面積の合計が300㎡以上 2,000㎡未満		52,000円
床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満		94,000円
床面積の合計が5,000㎡以上		143,000円

[施行期日]

2については、公布の日

1については、令和5年4月1日

[参考法令]

- 1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

令和4年6月17日公布

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行（一部施行日別途。この条例の制定に関する部分については、令和5年4月1日施行）

- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）

令和4年11月7日制定・施行

19	米子市公共下水道事業推進基金 条例及び米子市農業集落排水事	下水道企 画	米子市公共下水道事業推進基金及び米子市農 業集落排水事業推進基金については、その造成
----	----------------------------------	-----------	---

	業推進基金条例を廃止する条例の制定について		<p>に対し鳥取県から交付される補助金の受入れが終了し、今後、当該補助金を財源とする新たな積立てを行わないことから、これらの基金を廃止することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めた条例を廃止しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕 次に掲げる条例を廃止することとする。 (1) 米子市公共下水道事業推進基金条例 (2) 米子市農業集落排水事業推進基金条例</p> <p>〔施行期日〕 令和5年3月31日</p>
20	市道の路線の認定について	建設企画	「大谷町21号線」ほか8路線を新たな市道として認定しようとするもの
21	市道の路線の変更について	建設企画	市道「皆生皆生新田2号線」ほか2路線の終点を変更しようとするもの
22	令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第9回）	財政	明細別紙
23	令和4年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
24	令和4年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
25	令和4年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙
26	令和4年度米子市水道事業会計補正予算（補正第2回）	水道局	明細別紙
27	令和4年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第5回）	下水道企画	明細別紙
28	令和5年度米子市一般会計予算	財政	明細別紙
29	令和5年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財政	明細別紙

30	令和5年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
31	令和5年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
32	令和5年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
33	令和5年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
34	令和5年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙
35	令和5年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算	財 政	明細別紙
36	令和5年度米子市米子インター西産業用地整備事業特別会計予算	財 政	明細別紙
37	令和5年度米子市水道事業会計予算	水 道 局	明細別紙
38	令和5年度米子市下水道事業会計予算	下水道企画	明細別紙
報告1	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の<sup>かし</sup>瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和4年12月16日</p> <p>市側の過失割合 5割</p> <p>損害賠償額 10万6,469円</p> <p>相手方 甲 米子市淀江町中間863番地 株式会社八幡運輸</p> <p>乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年8月3日、相手方乙が、相手方甲所有の普通貨物自動車<sup>かし</sup>で市道電通<sup>かし</sup>り土橋線</p>

			を一般国道9号に向かって走行し、当該自動車を当該市道の路肩に停止させようとしたところ、当該自動車の荷台部分が当該市道の歩道に植樹されていた街路樹の車道部分に張り出していた枝に接触し、これにより当該街路樹が倒れ、及び当該自動車の車体が損傷したもの。人身事故なし。
報告2	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	施設	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年1月6日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 23万9,910円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年11月10日、下水道部の職員が、公共下水道の排水設備の完成検査に係る業務のため、下水道部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、相手方自宅敷地に接する道路において、市自動車を方向転換させるため後退させていたところ、市自動車の後部が相手方自宅敷地内に設置されている門扉に接触し、当該門扉を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の<sup>かし</sup>瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年2月1日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 36万9,437円</p> <p>相手方 甲 鳥取市南栄町34番地 中央印刷株式会社 乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年12月14日、相手方乙が、相手方甲</p>

			<p>所有の軽貨物自動車を運転して市道住吉13号線を走行し、当該自動車を当該市道に隣接する相手方甲の事業所の敷地内に駐車させるため、当該市道の集水枡の蓋の上を通過しようとしたところ、当該集水枡の蓋が跳ね上がって当該自動車の下部に当たり、及び当該自動車の右側後輪が当該集水枡にはまり、当該自動車の下部が損傷したもの。人身事故なし。</p>
--	--	--	--

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	経済戦略	
	工事請負契約の締結について	経済戦略	
	監査委員の選任について	職員	任期満了によるもの 1人
	教育委員会教育長の任命について	職員	任期満了によるもの
	教育委員会委員の任命について	職員	任期満了によるもの 1人
	公平委員会委員の選任について	職員	任期満了によるもの 1人
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	職員	任期満了によるもの 6人
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	欠員が生じたことによるもの 1人

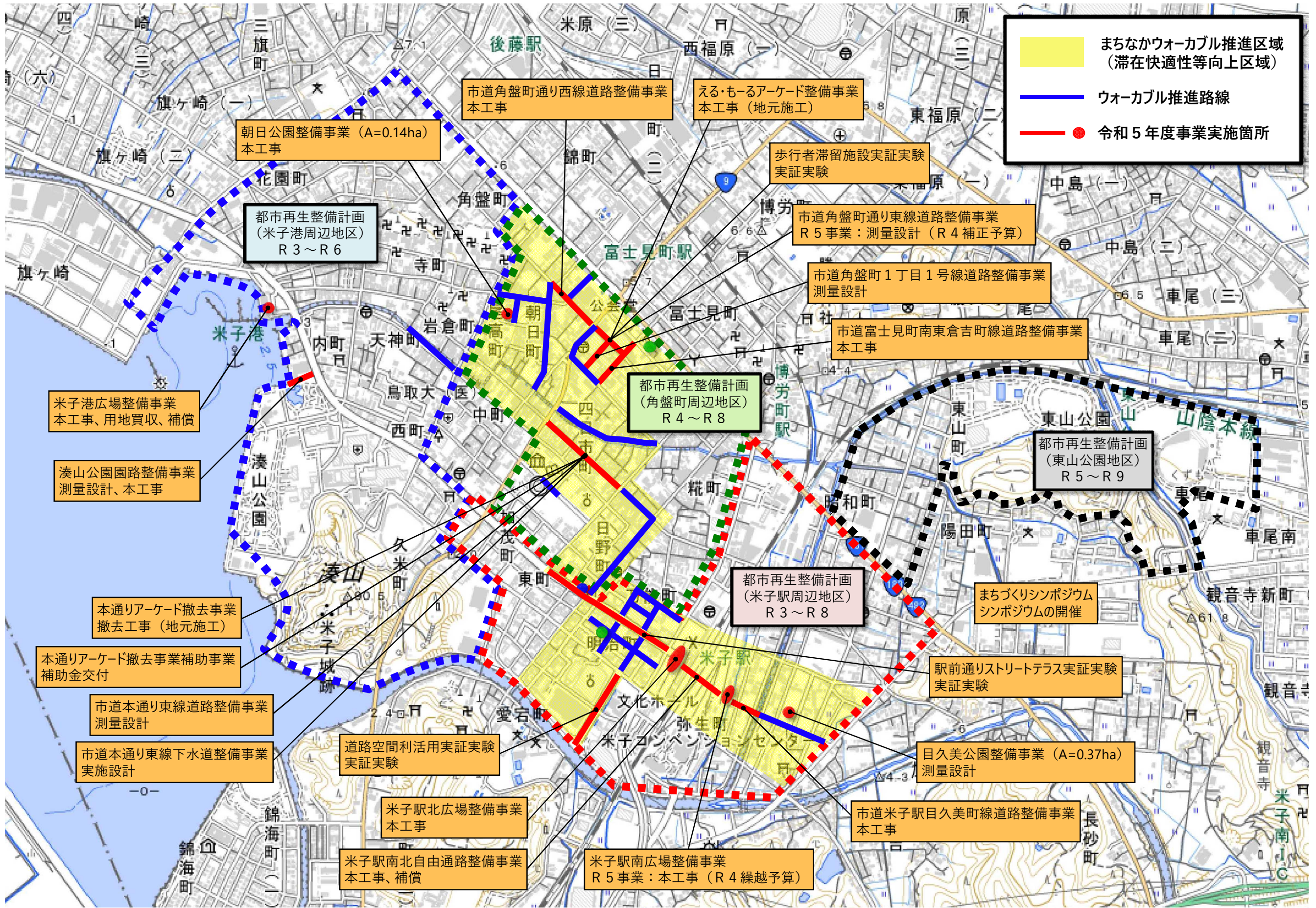


## < 全体像 >

米子市が目指す「歩いて楽しいまちづくり」。  
「車中心」から「公共交通」と「歩行者中心」の空間へと転換し、人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられる場へ生まれ変わらせることを目指します。  
これを実現するため、ウォークブル推進事業をはじめ、JR米子駅周辺の整備、公共交通の利便性向上、かわまちづくりの推進、海岸線の活用、公共空間の規制緩和、街灯や歩道的美装化、官民でのウォーキング推進などに取り組みつつ、ここに集う人々が「歩いて楽しい」を実感できる街を作ります。







**まちなかウォーカブル推進区域 (滞在快適性等向上区域)**

**ウォーカブル推進路線**

**令和5年度事業実施箇所**

朝日公園整備事業 (A=0.14ha) 本工事

市道角盤町通り西線道路整備事業 本工事

える・もーるアーケード整備事業 本工事 (地元施工)

歩行者滞留施設実証実験 実証実験

市道角盤町通り東線道路整備事業 R5事業: 測量設計 (R4補正予算)

市道角盤町1丁目1号線道路整備事業 測量設計

市道富士見町南東倉吉町線道路整備事業 本工事

都市再生整備計画 (米子港周辺地区) R3~R6

都市再生整備計画 (角盤町周辺地区) R4~R8

都市再生整備計画 (東山公園地区) R5~R9

都市再生整備計画 (米子駅周辺地区) R3~R8

まちづくりシンポジウム シンポジウムの開催

駅前通りストリートテラス実証実験 実証実験

目久美公園整備事業 (A=0.37ha) 測量設計

米子港広場整備事業 本工事、用地買収、補償

湊山公園園路整備事業 測量設計、本工事

本通りアーケード撤去事業 撤去工事 (地元施工)

本通りアーケード撤去事業補助事業 補助金交付

市道本通り東線道路整備事業 測量設計

市道本通り東線下水道整備事業 実施設計

道路空間活用実証実験 実証実験

米子駅北広場整備事業 本工事

米子駅南北自由通路整備事業 本工事、補償

米子駅南広場整備事業 R5事業: 本工事 (R4繰越予算)

市道米子駅目久美町線道路整備事業 本工事



# 米子市版「部活動の地域移行」推進ビジョン

- ★少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ★子どもの自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値を創出する。
- ・まずは、休日の部活動から段階的に地域へ移行する。平日の部活動は、環境整備状況をみながら無理なく地域へ移行する。

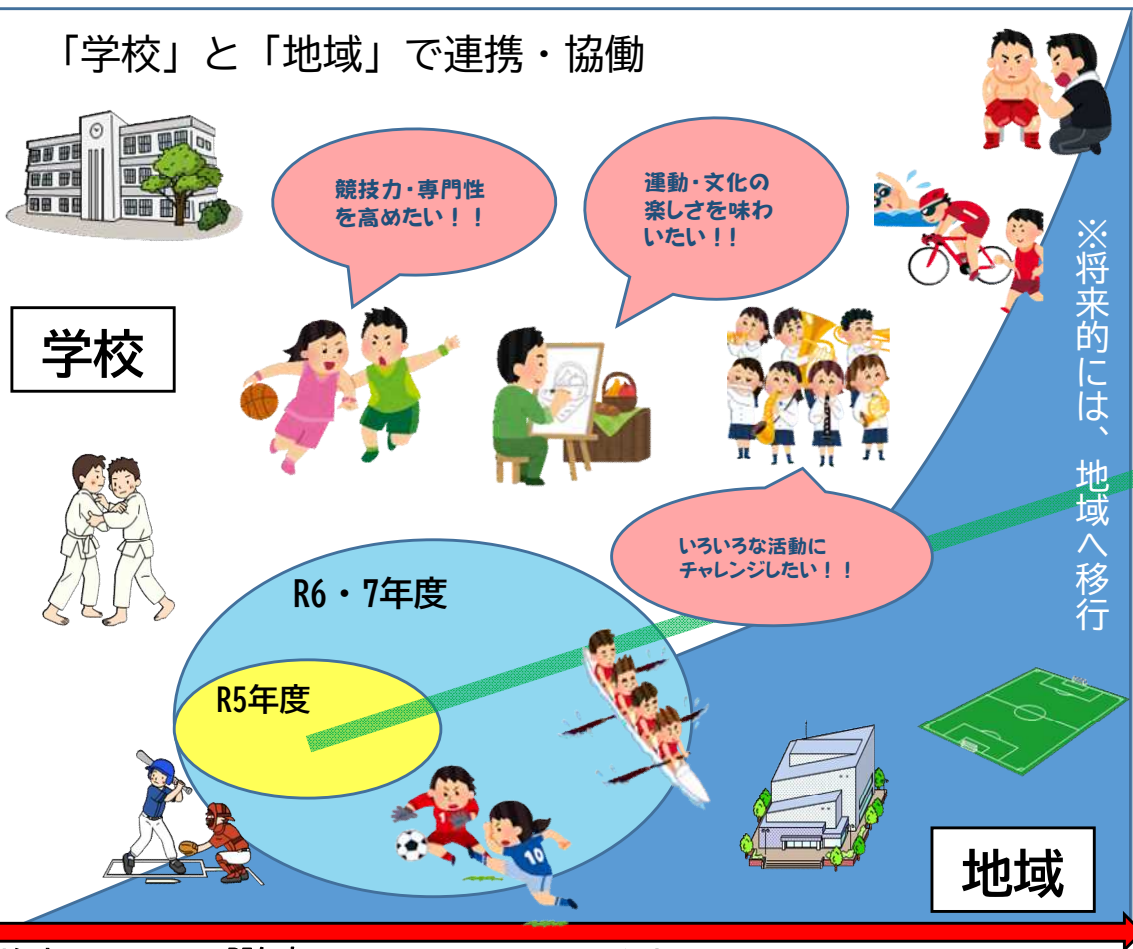


(R4年12月【スポーツ庁・文化庁】 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインより)

## 地域移行ビジョン①（長期）

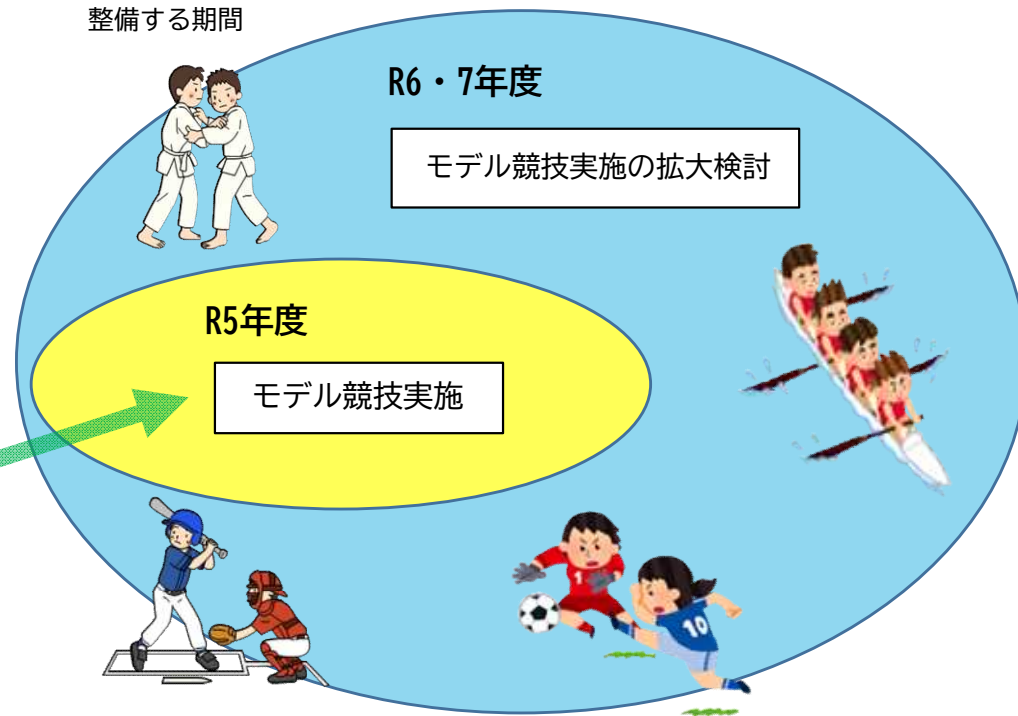
- 受け皿が整ったところから、可能な限り早期の部活動の地域移行実現を目指す。

### 「学校」と「地域」で連携・協働



## 地域移行ビジョン②（短期）

- R5～7年度「改革推進期間」  
米子市の学校・地域の実情に合ったスポーツ・文化活動の環境を段階的に整備する期間



### 【移行に向けて】

- ・スポーツ団体等、受け皿の確保（周知及び理解促進）
- ・指導者の人材確保（希望する教職員の兼職兼業を含む）や研修実施
- ・指導者への報酬
- ・活動場所の確保
- ・部費（会費）や保険等の負担軽減



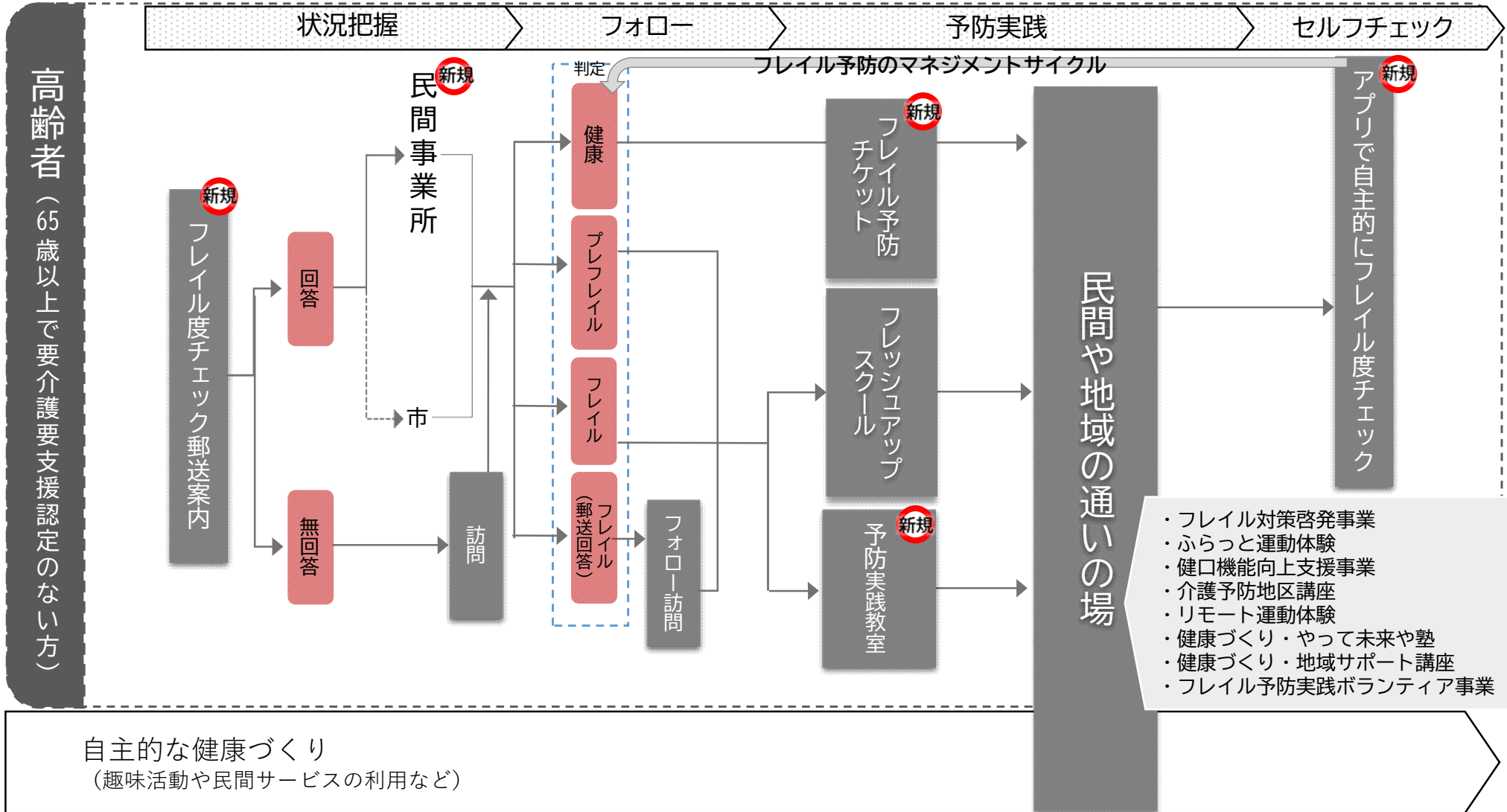
R4年度	R5年度	R6・7年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在り方協議会の立ち上げ</li> <li>・各競技団体への説明</li> <li>・モデル競技選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在り方協議会で検討</li> <li>・各競技団体との協議</li> <li>・モデル競技の実施</li> <li>・成果や課題、進捗状況の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在り方協議会で検討</li> <li>・各競技団体との協議</li> <li>・モデル競技の実施、拡大検討</li> <li>・成果や課題、進捗状況の検証</li> </ul>

R8年度以降  
※検証を進めた上で、拡大  
※平日の部活動も検討

# 令和5年度実施 ”米子方式” フレイル対策事業の概念

全体事業費141,360千円  
うち基金活用50,827千円

- 対象の高齢者にフレイル度チェックを実施。個々に応じた予防実践メニューを提供。
- 民間事業者との連携、ICT活用などで様々な予防実践メニューを展開。
- アプリを開発し、各自で健康・フレイル対策をチェックしマネジメント。地域、関連事業でフォローアップ。
- チェック、フォロー、予防実践、セルフチェックのサイクルを回し、”ずっと元気にエンジョイ！よなご”を実現。



※健康増進や生涯学習、社会参加などフレイル対策に資する事業と庁内横断的に連携し、“米子方式”フレイル対策を確立。